

[事案 23-92] 新契約無効・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 11 月 29 日 裁定打切り

<事案の概要>

内縁の妻を自称する面識のない者が申立人名義で無断で契約し、申立人の給与から保険料が引き去られていたとして、契約を無効とし引き去られた保険料の返還を求め、申し立てのあったもの。

<申立人の主張>

申立契約は、内縁の妻を自称する者（申立契約の死亡保険金受取人）と募集人の協力者が共謀して無断で契約が締結されたものであり、無面接でなされた全く覚えのない契約である。契約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

申立契約が無面接であることは認める。

しかし、契約の際、申立人の内縁の妻を通じて申立人の契約意思を確認しており、契約は有効に成立している。また、契約時の診査が定期健康診断結果に基づいていること、申立契約が給与引き去り扱いであること、申立契約締結時に契約者の免許証コピーが提出されていることから、申立人の契約意思の存在を裏付けており、申立人の請求には応じられない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方が提出した書面等に基づいて審理したが、下記のとおり、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会がよくなし得るところではないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 32 条第 1 項 4 号により、裁定打切り通知にて理由を明らかにし、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1) 本件について裁定を行うには、申立人が申立契約の加入に同意していたかどうかの点が重要な争点となり、申立人の本人尋問に加えて、募集人および協力者の証人尋問手続も不可欠である。
- (2) 本件のように事実関係の対立が顕著な事案においては、まず慎重な事実認定が要請されるが、それは、刑事罰の制裁を背景とし、また保険会社の反対尋問権が保証された、厳密な証拠調べにおいてこそ実現可能である。しかし、裁判外紛争解決機関である裁定審査会には、そのような手続がない。